

参 議 院 運 輸 委 員 会 会 議 錄 第 九 号

(一七一)

第一百二十一回

参 議 院 運 輸 委 員 会

昭和六十三年四月二十八日(木曜日)

午前九時四十分開会

委員長 吉村 真事君 辞任 告白	委員長 中野 鉄造君 補欠選任 吉村 真事君 陣内 孝雄君	委員 吉村 真事君 陣内 孝雄君 中野 鉄造君 松岡 滉壽男君 安恒 良一君 中野 明君 朝雄君 伊江 坂元 朝雄君 親男君 公友君 孝雄君 太三君 秀夫君 重郎君 竜男君 山崎 二木 森田 野沢 陣内 高平 朝雄君 一平君 小山 田渕 小笠原貞子君 田渕 哲也君 石原慎太郎君 章生君 棚橋 久間 泰君 政府委員 運輸大臣官房長 国務大臣 運輸大臣 久間 章生君 棚橋 久間 章生君 政府委員 運輸政務次官 運輸大臣官房長 国務大臣 運輸大臣	運輸省運輸政策 局長 塩田 澄夫君 運輸省地域交通 局長 熊代 健君 運輸省地級交通安全 部長 清水 達夫君 運輸省貨物流通 局長 中島 真二君 運輸省海上技術 安全局船員部長 野尻 豊君 間野 忠君 常任委員会専門 多田 稔君 事務局側 本日の会議に付した案件 ○船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
---------------------------	---	---	---

○委員長(中野鉄造君) 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○安恒良一君 まず、日本企業が支配をしております便宜置籍船の隻数、総トン数は幾らでしょうか。

それから、それに日本船員はどの程度乗っていますか。

るんでどうか。その点について伺いたい。

○政府委員(野尻豊君) いわゆる便宜置籍船の実態につきましては、その所有、用船関係が複雑でございまして、また、実質的な船主の確定が難しいということから、正確な数を把握することは困難な状況でございます。しかし、当局において、いわゆる便宜置籍船の数を、海運事業者から提出されました外国船借り受け状況報告に基づき推計いたしますと、おおむね千隻、約二千万総トンといたします。

いうように考えられます。具体的には、昭和六十一年六月末日時点における外国からの用船数は千二百六十六隻、二千六百三十一万総トンとなつております。このうちいわゆる便宜置籍船と称する国から用船しておるのは千三十一隻、千九百七十万総トンとなつております。

それに対して日本船員がどのぐら配乗されていますかといふ御質問でありますけれども、こういった便宜置籍船が外国の法律に基づいて設立されているという関係から、私どもの方で日本人船員が何人乗っているかという正確な数については、残念ながら把握できない状況でございます。

○安恒良一君 把握していないというのがまず私は大変問題があると思うんです。

私は、日本企業が支配をしている便宜置籍船ではないだろうかというよう思つ。例えば五千百隻として三人乗れば四五千人の船員の雇用が助かるわけですね。ですから、こういうことにつ

いて、なぜ運輸省は積極的にこれをやらないのか。なぜかというと、言うことだけはちゃんと言つておるわけです。ことしの運輸大臣の所信表明の中に、「特に外航船員については、緊急雇用対策として、外国船への配乗等海上職域の確保、陸上職域への転換等を積極的に推進してまいります」と、大臣は私たちの前に所信を述べられたわ

けです。

ですから、ここに書いてあるところの「外国船への配乗」というのはどういう意味なんでしょうか。私は、いわゆる便宜置籍船等に対してもこれを乗せると、こういうことだと思うんですね。それでなければ大臣の所信表明はうそを言つていることになるのですが、まだ大臣が到着されておりませんので、政務次官、その点についてお答えを願います。

○政府委員(久間章生君) 先生御指摘のとおり、日本人船員の雇用の場を確保するためには、便宜置籍船、これは必ずしも私どもにとって望ましいものとは言えませんけれども、それがふえている以上、これらに配乗すること、乗ることについてそれを促進していく必要があると考えておるわけ

でございます。

○政府委員(久間章生君) 先生御指摘のとおり、日本人船員の雇用の場を確保するためには、便宜置籍船、これは必ずしも私どもにとって望ましいものとは言えませんけれども、それがふえている以上、これらに配乗すること、乗ることについてそれを促進していく必要があると考えておるわけ

でございます。

しかしながら、御承知のとおり便宜置籍船は外

国法人の所有船舶でありますから、その雇用関係について直接行政指導を行うということがなかなか困難でありますために、従来からも財團法人日本船員福利雇用促進センターにおいて便宜置籍船を中心とした外國船の開拓を行い、これらへの日

本人船員の配乗の促進を図つておるわけでござい

ます。しかし、ストレートに行政指導という形ではできませんけれども、このよな、促進センター等を

通じまして雇用の開拓を図つておるということ

で、大臣の所信でもそういうふうに述べさせてい

ただいたわけでございます。

なおまた、このほかにも外国船に乗船するのに必要な訓練を実施して乗りやすくするとか、あるいはまた、就職奨励金あるいは船員派遣助成金の支給等も日本人船員が便宜置籍船を含む外国船に乗りやすくなるような環境の整備に運輸省としても努めることとして、六十三年度の予算におきましても、その奨励金の十二万円を十八万円に引き上げ、また、税制面でも外国船の保用船料に係ります源泉徴収課税の不適用の措置をとつてもらつておるというようなことで、運輸省としても努めておるわけでございます。

○安恒良一君 大臣代理だからって、長くしゃべらぬでもいいんですよ。聞いたことにだけ答えてください。時間がありませんからね。

私が聞いていることは、日本企業がいわゆる支配をしているんですね。ですから、その意味からいうと、もう少し運輸省自体が、今日の船員の雇用問題を考えるならば、便宜置籍船に対するところの、積極的にこれに乗せる方策について、今言おることを言っているんです。この点は強く要望をしておきます。

次に、この前同僚委員からもいろいろ質問がありましたが、北米航路の收支はどういうふうになりますか。私は、日本人の船員が一人も乗り組んでいないくともこれは收支は赤字になつておきうんですが、この前同僚委員からの質問もあっていますから、また、資料を後からもらつておきますから、また、資料を後からもらつておきますから、簡単に説明をしてください。

○政府委員(塙田登夫君) お答え申し上げます。

北米定期航路の收支状況につきまして、これを経営しております邦船大手六社からの報告によりますと、六十一年度におきまして、六社合計で六百九十九億円の赤字となつております。それ北米定期航路の船員費につきましては、同じく六十一年度の各社の定期監査報告書を根拠に計算をいたしますと、船費の中に含まれる船員費だけを

計算いたしますと、北米定期航路事業の全費用の約三%でございますが、一般管理費やその他費用などに含まれております船員費分を含めて計算をしますと、約五%になります。また北米定期航路費用の中で、船を借ります借船料が約九%を占めておりますが、この中にはほかの会社の船員や外団人の船員の船員費も含まれておりますので、この借船料分を除きました北米定期航路事業の費用に占める船員費の割合を見ますと、約五・六%になるわけでございます。

○安恒良一君 問題は、だから船員の合理化をすると言葉。私は、合理化の方向だけでやっていくのは非常におかしいんじゃないかと思う。船員に合理化の最大のしわ寄せをする前に、いわゆる事業をやっている事業主や政府が私はもっとやるべきことがあるんじゃないかな。一方においては船員の雇用を守る守ると言いつながら、赤字だから、だから合理化だと。それが結局全部従業員、船員にしわ寄せをされている。

例えば、私が今やりとりをして、もう少し積極的な政策を打ち出してほしいと言いました。日本企業が支配するこの便宜置籍船への配乗による船員費、コストの分散や、近代化船への積極的な取り組み、こういうことをやつていかない、赤字だ、赤字だから合理化だ。合理化は船員減らし。

このストレートの構造では、問題の解決はできないと思うんです。ところが、この前同僚委員の質問で参考人になつていただきました経営者側の態度を見ましても、こういう問題については全く逃げ腰。そして、あたかもこの船員のいわゆる首切りだけをコスト削減の目標に置いているがごとくであります。

一方政府は、日本の安全保障という観点からも、日本の船及び日本人の船員は必要だと前回の質疑の中で運輸大臣は答弁をされています。それならば私は、監督官庁である運輸省も逃げ腰の対応ではなくて、今私が申し上げたようなことで、なるほど北米航路は大変な赤字だ、赤字だが、や

く、こういうことの取り組みについてぜひとも運輸大臣にお約束をしてもらいたい、こう思ふんですが、どうですか。

○政府委員(塙田登夫君) 先生今御指摘の北米定期航路の現状でございますが、これを簡単に申し上げますと、この航路は世界で最も大きかつてかつて成長性の高い市場でございますが同時に、参入の船会社の数が非常に多くて、また定期船同様の運賃調整機能が著しく低下しているという状況の中、競争が非常に激化しております。邦船社の経営悪化の大きな要因となっております。またこの問題は、今安恒先生御指摘のとおり、船員費の問題さえ解決すれば解決するというものはございませんので、種々の要因が複合的に作用して現

在の経営状況を招いているものだと私どもは考えております。

ところで、この分野につきまして基本的な問題は、これはやはり船会社の経営上の問題であるといふうに私ども思いますが、同時に、我が国の方では、このためには、日本の船会社の北米航路における定期船海運が今後ともその役割を十分に果たしていくために、日本は、日本の船会社の北米航路における赤字体质からの脱却が必要であると考えております。

一方では、日本船に外国人の船員の導入を進めようとしているんじやないか。経営者側は、マルチップで日本人と外人と混乗を行い、さらに便

宜置籍船では日本人船員を排除する。今度は日本の船にまで、コストの面だけで外国人を乗せ、日本人を追い出そうとしている状況があります。これに対して、私はどうも運輸省は、政府は、船員の船にまで、コストの面だけで外国人を乗せ、日本人を追い出そうとしている状況があります。これが対策は重要だ、船員の雇用は重要だと、船員の雇用は重要なことの導入はしないから、運輸省自身が傍観をしているのではないかといふ感じすらしてなりません。

そこで大臣にお伺いしたいんですけど、日本船に對して外国人を乗せるということの導入はしない対して外国人を乗せるということの導入はしない。これはこの前私は予算委員会で、いわゆる外国人労働者問題というところで、総理を含めて関係大臣を全部並べていろいろお聞きをしているところなんですが、この日本船に對して外国人を導入しない、こういう点はよろしくございますか。

○政府委員(野尻豊君) 大臣の御答弁の前に、ち

近代化船の建造意欲を起こさせるためには、近代化船が国際競争力のある船舶となるということがどうしても必要となつてきております。

このような問題を解決しながら国際競争力のある商船隊をどういう形で維持をしていくかということは大変大事であります。非常に難しい問題でございます。この問題について、今後の問題として今取り組みつつあるというところでござい

てから、雇用対策法に基づく雇用対策基本計画の策定の際に、労働大臣から、原則として外国人労働力は導入しないということが閣議で発言されまして、これが了解されるという形で今日に至っております。船員につきましては直接この閣議了解は適用になりませんけれども、国会における船員局長及び船員部長の答弁という形でこの閣議了解を準用するということでこれまで方針を貫いているわけでございます。

しかしながら、昨今の円高等によりまして日本船がますます減少するという状況にあります。ちなみに外国の状況はどうかと申し上げますと、ヨーロッパ各国におきましてもそれぞれの国の自国船が減少する、いわゆる海外流出、専門用語でフランギングアウトと申しておりますが、こういった現象の中で、いかにして自國船を維持していくべきかということで非常に悩んでおります。

その悩む過程の中で、一つの解決策として、自國船員に関する国籍要件につきまして緩和して、外國船員を受け入れしやすくなるようにということがいわば世界的な潮流となっているわけであります。

かかる観点から、日本船主協会を中心としたまして業界からは、この際、ヨーロッパ各国で行われているように船員の国籍要件を緩和して外国人船員も導入したらどうかというような御提案がされていることは私どもよく承知しております。私どもいたしましても、もちろん日本人船員の雇用の場をどうしても確保したいということを念願しているわけでありますけれども、一方、五倍も六倍も船員費コストが差があるという中でどんどん日本船の海外流出が続いているところであつてしまふということは、ひいては日本人船員の雇用の場が縮小するということになるわけであります。

一方、労働側いたしましては、そういう形によりまして日本人船員の雇用の場が縮小するといふことについて懸念されているわけでございます。

形で外国人船員を導入した場合に日本人船員の雇用の場が確保できるのかどうか、そういうようになります。船員につきましては直接この閣議了解は適用になりますが、これが了解されるといふことで、現在、海運造船合理化審議会で御検討いただいておりますので、その検討結果を見守りながら今後の対応を考えていかたいというようになります。

○安恒良一君 長々としゃべらぬでいいと言つておられます。外國船員を乗せないようになるのかどうかと聞いておるので、閣議のことなんかもう全部知つておられるんだよ。僕は、君たち、長々としゃべるのは頭が悪い証拠だよ、はつきり言つておくれども、頭が悪いから長々としゃべるんだよ。

○安恒良一君 というのは、あなたの論理で言つたら、コストが安いからと、賃金が日本の船乗りは三倍四倍。だつたら、そのことはほかの業種にも全部適用で起きる。それ、あるんですよ。円高の影響で、名目賃金だけ見ると日本の労働者は高いことになつてゐるんだよ。あなたの論理で言つたら、他の業種も全部今後どんどん外人労働者を受け入れなければならぬということになるんだ。だから僕は予算委員会で関係大臣に全部聞いて、そして明確にそ

うとになりますと、日本の雇用問題に大きく響くことがありますし、ですからこそ私はナショナルミニマムというのを申し上げているんですけれども、そういうものをきちっと構えることで初めて国家の補助というような問題も出てき得ると思いますし、私は、セキュリティーという観点からもう既に経営者側は、マルシップで日本人と外国人を混乗させています。また、便宜置籍船で日本の船員を排除しているんです。その上にさらに今度は日本の船に外人を乗せるということになると、もういよいよ日本の船員は乗るところがなくなるじゃないか。大臣がおっしゃったようになります。

○安恒良一君 私は、後から総論的に申しますが、今船員部長が言つておられるように、船員の労働条件を運輸省がやるのは適切でない。これは労働省に移すべきです。運輸省がやるとしても事業の経営ということだけを中心にしておられる。私は、事業の経営はどうでもいいなどといふそんなむちやなことは言いません。しかし、少くとも、船員の労働条件については今運輸省が握つているんですけど、労働省よりも一步大きく後退をするようなそんな発言をするようだつたら、これは労働省に移したらいと思う。なぜかと云ふと、空のパイロットであろうとスチュワーデスであろうと労働省なんですね。私は私鉄ですが、バスの労働者であるうと、交通関係はみんな労働条件は労働省が一元的にこれはやつてゐるんですよ。ところが、船員だけはいろいろ特殊性があるということで今まで運輸省に持たしてやつてきましたけれども、こんなことで労働省よりも後退をしたような労働政策を平気で言うような運輸省だったら、運輸省が船員の労働政策をやるのはもう間違いだと思う。それこそ総理に進言をして、機構改革して、合理化をしなきゃならぬ、こ

ので、私どもいたしましては、まず、そういう形で外国人船員を導入した場合に日本人船員の雇用の場が確保できるのかどうか、そういうようになります。船員につきましては直接この閣議了解は適用になりますが、これが了解されるといふことで、現在、海運造船合理化審議会で御検討いただいておりますので、その検討結果を見守りながら今後の対応を考えていかたいというようになります。

○安恒良一君 どうしてよ。今お見えになつたから言いますと、結局、非常に雇用問題が重要なことでこの法案がかかつてはいるわけですよ。例えば雇用給付金の支給延長をやつたからそれで済むという問題じゃないんですよ。どうしたら日本の船員の雇用を確保できるかということ、これが法案の中心なんですから。
給付金の支給というの、どうしてもそれでやめていかなければならない人に対する手当であります。そこで私が大臣が来る前に聞いたのは、日本の船に外國船員の導入を進めようとしているのでしょうか。外國船員を乗せないようにするのかどうかと聞いておるので、閣議のことなんかもう全部知つておられるんだよ。僕は、君たち、長々としゃべるのは頭が悪い証拠だよ、はつきり言つておくれども、頭が悪いから長々としゃべるんだよ。

○安恒良一君 どうしてよ。今お見えになつたから言いますと、日本の雇用問題に大きく響くことがありますし、ですからこそ私はナショナルミニマムというのを申し上げているんですけれども、そういうものをきちっと構えることで初めて国家の補助というような問題も出てき得ると思いますし、私は、セキュリティーという観点からもう既に経営者側は、マルシップで日本人と外国人を混乗させています。また、便宜置籍船で日本の船員を排除しているんです。その上にさらに今度は日本の船に外人を乗せるということになると、もういよいよ日本の船員は乗るところがなくなるじゃないか。大臣がおっしゃったようになります。

○安恒良一君 私は、後から総論的に申しますが、今船員部長が言つておられるように、船員の労働条件を運輸省がやるのは適切でない。これは労働省に移すべきです。運輸省がやるとしても事業の経営ということだけを中心にしておられる。私は、事業の経営はどうでもいいなどといふそんなむちやなことは言いません。しかし、少くとも、船員の労働条件については今運輸省が握つているんですけど、労働省よりも一步大きく後退をするようなそんな発言をするようだつたら、これは労働省に移したらいと思う。なぜかと云ふと、空のパイロットであろうとスチュワーデスであろうと労働省なんですね。私は私鉄ですが、バスの労働者であるうと、交通関係はみんな労働条件は労働省が一元的にこれはやつてゐるんですよ。ところが、船員だけはいろいろ特殊性があるということで今まで運輸省に持たしてやつてきましたけれども、こんなことで労働省よりも後退をしたような労働政策を平気で言うような運輸省だったら、運輸省が船員の労働政策をやるのはもう間違いだと思う。それこそ総理に進言をして、機構改革して、合理化をしなきゃならぬ、こ

ただ、この委員会でもたびたび船主とそれから組合の代表を参考人としてお呼びしましても、そこのところで微妙に食い違いがあるわけで、船主の方はノルウェー式に法律を変えてでも入れてほしくない。ただその場合に、私はやはり日本に入ってきたらしいかという各般からの検討も必要かと、検討も必要ですし、あるいはまた、この視点からの検討も必要です。あるいはまた、この視点からの検討も必要です。

○國務大臣(石原慎太郎君) これはたびたび予算委員会でも問題になりましたけれども、日本の労働問題全体の基本的な姿勢をこれから変えるのが、労働大臣や総理含めて答弁された趣旨に基づいて、そのことはしないということをはつきりしてください。

○國務大臣(石原慎太郎君) これはたびたび予算委員会でも問題になりましたけれども、日本の労働問題全体の基本的な姿勢をこれから変えるのが、労働大臣や総理含めて答弁された趣旨に基づいて、そのことはしないということをはつきりしてください。

ただ、この委員会でもたびたび船主とそれから組合の代表を参考人としてお呼びしましても、そこのところで微妙に食い違いがあるわけで、船主の方はノルウェー式に法律を変えてでも入れてほしくない。ただその場合に、私はやはり日本に入ってきたらしいかという各般からの検討も必要かと、検討も必要ですし、あるいはまた、この視点からの検討も必要です。

れぐらの感じを持つていて、そういうことをまず申し上げておきます。

そこで私は、少なくとも経営優位、事業者優位だけではこの問題は片づかないんです。そうすると、首切り、合理化ということになります。だから私は、各社ごとにやっぱり雇用計画をきちんと立てる。そして海上及び陸上の職域の確保や研修員の数なども明確にしながら、そして雇用計画を持たないと、今のような状況でどんどんどんどん進んでいきますと、もう船員は毎日毎日が不安でならない。いつおれがやめる番になるのかと。これでは立派な仕事もできないわけですね。ですから、私は事業はどうなってもいいとは言いません。しかし、事業の問題だけに目を向けるんじゃなくして、少なくとも今回の船員の雇用の促進に関する特別措置法、私どもは賛成をして決めたいと思っています。それに当たっては、各社が各社ごとに雇用計画をきちっと立ててそしてやつていく。そういう指導を私はやっぱり運輸省はすべきだと思うんですが、そういう指導についてどう考えますか。

○政府委員(野尻豊君) 現在、労使協議に基づき

まして、昨年の四月から二年計画で緊急雇用対策と称する雇用調整が各社で進められております。聞くところによりますと、会社によりますと第二次、第三次の雇用調整というようなことも計画しているというようなことでございます。このよう

な状態が続けば、今先生御指摘のとおり、船員の雇用不安がますます募るということは無理のないことだと存するわけあります。したがいまして、雇用計画という用語が適切であるかどうかは別いたしまして、企業がその雇用の将来の見通しを立てて船員の雇用不安をなくすように努力を考えおります。

ただ、そのことを行政として具体的にどこまで指導をことができるか。指導の仕方によつては労使問題への行政介入というようなそしりを免れないわけでござりますので、私どもいたしま

し上げておきます。

そこではこの問題は片づかないんです。そうすると、首切り、合理化ということになります。だから私は、各社ごとにやっぱり雇用計画をきちんと立てる。そして海上及び陸上の職域の確保や研修員の数なども明確にしながら、そして雇用計画を持たないと、今のような状況でどんどん進んでいきますと、もう船員は毎日毎日が不安でならない。いつおれがやめる番になるのかと。これでは立派な仕事もできないわけですね。ですから、私は事業はどうなってもいいとは言いません。しかし、事業の問題だけに目を向けるんじゃなくして、少なくとも今回の船員の雇用の促進に関する特別措置法、私どもは賛成をして決めたいと思っています。それに当たっては、各社が各社ごとに雇用計画をきちっと立ててそしてやつていく。そういう指導を私はやっぱり運輸省はすべきだと思うんですが、そういう指導についてどう考えますか。

○政府委員(野尻豊君) 船員法の適用船員は、六

十一年十月現在十八万七千人余りでございます。そのうちで海運業が八万三千人、漁業が八万八千人、その他一万六千人という形になつております。

今先生御指摘の船員法適用船舶といふのは、いわゆる沿海区域あるいは平水区域を航行する船舶以外の船舶、七百トン以上の船舶といふことになります。その船員につきましては、現

在乗組んでいる船員あるいは予備船員を含めて

大体五万二千人程度というふうに私ども承知して

おります。

○安恒良一君 ですから、船員法の本則の労働時間の短縮の恩恵を受ける船員の数は、今言われましたように私は非常に少ないと思うんですね。こ

れも陸上の週四十六時間に対し二時間おくれであります。それからいま一つは、小労則、漁労則の

適用船員に対する短縮できるか、スケジュールが示されておりません。私はこの問題も、労働法が十六時間で倍ということ、それからまた新しく補償休日制度といふものを設けましたので、そういうものをひとつ勘案して御理解いただきたいと

思います。それからいま一つは、小労則、漁労則の適用船員に対する短縮できるか、スケジュ

ルが示されておりません。私はこの問題も、労働法が十六時間で倍ということ、それからまた新しく補償休日制度といふものを設けましたので、そういうものをひとつ勘案して御理解いただきたいと

思います。

要求が厳しくなつてくるわけでありますけれども、一年おくれでいることは御指摘のとおりであ

りますけれども、基準法の短縮八時間、船員法が十六時間で倍ということ、それからまた新しく

補償休日制度といふものを設けましたので、そ

ういうものをひとつ勘案して御理解いただきたいと

思います。

一年のおくれを取り戻して同じ時点という

も、一年おくれでいることは御指摘のとおりであ

りますけれども、基準法の短縮八時間、船員法が

十六時間で倍ということ、それからまた新しく

補償休日制度といふものを設けましたので、そ

ういうものをひとつ勘案して御理解いただきたいと

思います。

要求が厳しくなつてくるわけでありますけれども、一年おくれでいることは御指摘のとおりであ

りますけれども、基準法の短縮八時間、船員法が

十六時間で倍ということ、それからまた新しく

補償休日制度といふものを設けましたので、そ

ういうものをひとつ勘案して御理解いただきたいと

思います。

一年のおくれを取り戻して同じ時点という

も、一年おくれでいることは御指摘のとおりであ

りますけれども、基準法の短縮八時間、船員法が

十六時間で倍ということ、それからまた新しく

補償休日制度といふものを設けましたので、そ

ういうものをひとつ勘案して御理解いただきたいと

思います。

要求が厳しくなつてくるわけでありますけれども、一年おくれでいることは御指摘のとおりであ

りますけれども、基準法の短縮八時間、船員法が

十六時間で倍ということ、それからまた新しく

申し上げまして、しかるべき結論を得るよう努めたいと考えております。

○安恒良一君 実は私は、小労則を全面撤去する、本法に吸収すべきではないかというふうに思っています。これは経営者サイドに任せておつたら進まないんです。ですから私は一日も早く小労則なんて廢止して本法でやれるようにするべきだと思うんです。

そこで、船員中労委に説いておられるということとは事実なんですが、検討をするということだけでは、検討したけれどもやられなかつたということになりかねないんですから、私はもう少し意欲的に、この問題についての考え方を聞かせてもらいたい、こう思っていますが、どうですか。

○政府委員(野尻豊君) 私ども基本的な理念といったまでは、七百トン未満の船員であろうとあるいは七百トン以上の船員であろうと、労働時間といふいわば労働条件について、基本的な問題について同一であるべきであるということについては同意見であります。

ただ、現在は、七百トン以下の船舶につきましては、先生今御指摘のように、小労則あるいは漁労則ということ省令で決めているわけであります。その違いを二、三御指摘いたしますと……

○安恒良一君 それはわかっているから。

○政府委員(野尻豊君) それでは、そういう省令では法律にいろいろな規定があるわけでございまして、したがいまして、その法律にない省令のいろいろな規定についてどのように改めて法律に持つていいらいいかということについて

は、実態を把握しなきゃいけませんし、また法律上の観点からも検討をしなければならないということでございますので、先ほど申し上げました限りに結論を得るように、今後とも最善の努力をしたいと考えております。

○安恒良一君 私は、今回の本法の改正で、小労則、漁労則の改正も行わなければならぬと思います。ですから、本改正を全面的に盛り込んで、そして本法と小労則、漁労則の格差ですね、この解

消し努力るべきだと思いますが、その点はどうですか。

○政府委員(野尻豊君) 今回の改正案の中では、補償休日制度という新しい制度、新しい概念が導入されているわけでありまして、そういう新しい制度あるいは新しい概念を小労則にも適用すべきではないかということについては、私どもも同意見であります。

したがいまして、そういう観點から、とりあえづ本法の改正に伴う小労則の改正についてでは、検討したけれどもやられなかつたということだけ早い時期に着手いたしまして、本法は来年の四月一日施行ということを予定しておりますので、同時に小労則についても改正し適用できるよう、今後努力してまいりたいというよう考えております。

○安恒良一君 有給休暇について、内航船乗組員の付与日数の増加を図るべきではないだろうか。また、漁船員の有給休暇制度の適用も図るべきだと思いますが、その方向に向かつて努力することについて、これは政策の問題ですから、大臣に約束をしてもらいたいと思いますが、どうですか。

○國務大臣(石原慎太郎君) 基本的には、これはその方向に努力すべきことだと思いますし、また努力をしたいと思います。

○安恒良一君 大臣、どうも私は、内航船員の労働実態を本当に運輸省はきちっと把握しているのだろうか。また、漁船員の労働の実態について、正確な把握が行われているのだろうかと思うのですが、同僚委員とのやりとりや私とのやりとりを見ても、なかなかそここの調査を正確に運輸省がされるようなことがないようになんかの努力を尽くしたいと考えております。

○安恒良一君 私は、この小労則適用船舶の船員については、六十四条の歯止めがない等しい状況になつておはしないか。年間総労働時間の実態が三千時間から四千時間の間です。ですから、こういう点について運輸省はどう指導監督を強められるつもりでしようか。

それから、補償休日の六十四条と六十五条の労使協定でダブル運用されると、ほとんどの日数が買い上げ可能となります。そこで、補償休日の買

すが、どうでしょうか。

○政府委員(野尻豊君) 先ほど申し上げましたように、小労則の問題につきましては三年の期限つきでこれから検討しなければならないわけあります、その過程において、今先生御指摘のとおり就労実態等について十分調査してまいりたいと仰うておられます。

○安恒良一君 今度、時間外労働については改正法の六十四条で規定をされ、船長が「臨時の必要がある」と認めるときは、「補償休日において」「作業に従事させる」と、こうなりますが、私が一番心配しているのは、往々にしてこれが乱用されるおそれがある。その歴史がない。

○安恒良一君 有給休暇について、内航船乗組員の付与日数の増加を図るべきではないだろうか。また、漁船員の有給休暇制度の適用も図るべきだと思いますが、その方向に向かつて努力することについて、これは政策の問題ですから、大臣に約束をしてもらいたいと思いますが、どうですか。

○國務大臣(石原慎太郎君) 六十四条の規定につきましては、従来六十七条で規定されておったものでございます。この六十四条、旧來の六十七条、この規定の運用につきましては、かねてから国会におきましても再三論議されているところであります。この六十四条、旧來の六十七条、この規定の運用につきましては、かねてから国会において、つい最近も、昭和四十八年には衆議院の運輸委員会で取り上げられましたし、そういうような経過を踏まえまして、昭和五十年には通達でこの運用について明確にされております。

したがいまして、今後とも、これまでいわば確立しました六十四条、旧來の六十七条の運用について厳格に守つてしまひまして、船主の恣意によつて、この「臨時の必要」ということで時間外労働がされるようなことがないようになんかの努力を尽くしたいと考えております。

○安恒良一君 私は、この小労則適用船舶の船員について、正確な把握が行われているのだろうかと思うのですが、同僚委員とのやりとりや私とのやりとりを見ても、なかなかそここの調査を正確に運輸省がされるようなわけではありませんが、こういった労働協約等による実態を勘案しながら日数制限について今後検討してまいりたいというよう考えております。

○安恒良一君 それから私は、やはりこれから思い切った労働時間の短縮や休暇制度を的確に行つていくためには、非常な長時間労働を規制する。それがためには、私はやっぱり乗組員の適正化を図ることが必要だと思っています。こういう点について、大臣としてはどのようにこれを実現をしたいこうとされているのか。

い上げの件の設定については、この六十四条、六十五条を含めた日数で、省令、規則等ではつきりすべきではないでしょうか。省令が難しいということであれば、少なくとも運輸省としては、指導

ことであれば、少くとも運輸省としては、指導監督通達をやはり出す、こういうことが必要ではないかと思いますが、この点どうですか。

○政府委員(野尻豊君) まず第一点の、「臨時の必要」について、乱用されることのないよう十分監督せよということにつきましては、私どももから船員労務官が監査をする際にその点に重点的に監査するよう指導しております。監督通達等について十分調査してまいりたいと仰うておられます。

○安恒良一君 ちなんに、労働協約によりますと、年間休日百十八日のうち三十八日を限度として就労することができます。そのためには、年間休日労働につきましては、日数の制限を定めることによりまして船主の恣意によっているわけがありまして、極めて例外的なケースと買い上げが行われないようにすることにしておるわけであります。

ちなみに、労働協約によりますと、年間休日百十八日のうち三十八日を限度として就労することができます。そのためには、年間休日労働につきましては、日数の制限を定めることによりまして船主の恣意によっているわけがありまして、極めて例外的なケースと買い上げが行われないようにすることにしておるわけであります。

○安恒良一君 それから私は、やはりこれから思つていい労働時間の短縮や休暇制度を的確に行つていくためには、非常な長時間労働を規制する。それがためには、私はやっぱり乗組員の適正化を図ることが必要だと思っています。こういう点について、大臣としてはどのようにこれを実現をしたいこうとされているのか。

それから、同じくこの点も聞いておきたいんで

ですが、十人未満の船員を使用する事業者に対しても、就業規則の整備が行われていない。そこに極めて劣悪な労使関係、労働条件関係が発生しておるんですから、私は、十人未満の船乗りを使用する事業者に対して、最低、就業規則の整備を行わせる。こういうふうに指導してもらいたいと思いますが、どうですか。

○政府委員(野尻豊君) まず、定員の問題につきましては、現に船員法六十九条によりまして規定が定められているわけでございます。それで、この定員につきましては、就航する船舶あるいは航路、航海の艦種等によって一概に確定的に決めるというは難しいと思いますけれども、恒常的な時間外労働によつて労働過重にならないよう、船員労務官の監査の機会を通じまして必要な指導をしてまいりたいというように考えております。

それからもう一点の御質問であります、十人未満の事業者についても就業規則の作成を指導すべきではないかという趣旨の御質問に関しましては、私どもも船舶所有者に対しましてそのような方向で強く指導してまいりたいというふうに考えております。

○安恒良一君 今回の改正においても、また從来から労使協定の締結の当事者になる労働者の意思を適正に反映した選出が行われるように指導してほしいと、こうお願いしておったんですが、本当に恥ずかしい話ですが、まだ内航海運においては黄犬契約があります。こんな実態を大臣知つておられるかどうか知りませんが、私はまさに日本の労働問題の恥だと思います。こんなことでは、船員に若い人がもう寄りつかない。将来に希望もない。こういうことがありますから、このような黄犬契約などを持つていては徹底的に排除してもらいたいと思いますが、大臣どうですか。

○國務大臣(石原慎太郎君)

これはおっしゃるまでもなく、本当に恥ずかしいことありますし、非常に野蛮といいますか、非近代的な現象であります、こういうことが絶対にないよう徹底し

て調査し、また指導するつもりでございます。一つは大きな影響をしていると思います。私はやはり、この前も聞いたことですが、今保し、労働時間短縮を一層図るためには、船員労務監査業務の徹底と船員労務官の増員とを行なへば、労働行政の一層の充実はできないと思いません。

そこで、労務監査をどういうふうに今後強化していくかとするのか。さらに船員労務官の増員計画はどうなっているのか。この点について答えてください。

○政府委員(野尻豊君) 船員労務官の配置につきましては、的確かつ十分な情報収集や細かで複数の船員労務官による監査が必要となりまして、船員災害の発生あるいは船員からの申告に対して、即時即応する体制が必要であるとの観点から、船員労務官の一人配置となつてゐる海運支局について二人配置化を中心として増員を行つてきているところでございます。

六十三年度の増員を含めまして、現在六十七の海運支局のうち三十三の海運支局が一人配置となつております。これらの海運支局の管轄する区域の状況あるいは船員労務官の業務の状況等を勘案しまして、関係省庁とも十分連絡の上、逐次船員労務官の増員が図られるように、今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○安恒良一君 そこで私はこの前の船舶整備公団法のときにも指摘をしたんですが、中小船主が主

体である内航海運における船員の時短や労働条件の改善を図るために、やっぱり運賃とか用船料、こういう問題ですね。荷主産業との連送取引条件の適正化に努めなければならぬと思います。そうでないと、運輸省は荷主との話し合いの場があるとか、船員や航路が多岐多様にわたつていてから基準運賃は設ける必要がないと、こういうことを先回も言われましたが、私は、陸上やその他も弱い海だけが基準運賃を設定しないでおるといふことが、今ここで議論しているようないろんな

雇用問題なり時短問題なり、いろんなことにこれは一つは大きな影響をしていると思います。

私はやはり、この前も聞いたことですが、今はやるとはおっしゃらないと思いますが、今すり大臣、この問題に積極的な取り組みをしてもらいたい。そうでないと、なかなか船員の雇用問題というのは、どうしても荷主に買いたたかれてそれが労働者へしわ寄せになるということになりますから。その点どうでしょうか。

○國務大臣(石原慎太郎君) 標準運賃につきましては、御承知のとおり昭和四十一年に設定いたしましたけれども、昭和五十年に廃止をいたしております。それで一方、だいま先生御指摘になりました用船料につきましては、最近用船料の安定についての要請といいますか、それがオーナーサイドから大変強く出てまいりますので、これは内航海運組合法に基づきます調整運賃といふことでございますが、その設定方につきまして、今年度の内航海運対策要綱の中で、全日本内航船主海運組合と全国海運組合連合会が積極的に協議を行なう、あるいはまた用船料に関するあらゆる苦情を調停し処理するため、苦情処理委員会を用船料委員会のもとに設置するというようなことが行われております。そういう方向での検討がありますが、そういうことも踏まえながら、標準運賃の設定についてなお関係者の意見を聞きながら検討をしてまいりたいと思います。

○安恒良一君 前回もそんなことを聞いたから、あなたに聞いているのは、さらに一層研究するかもしれないが、と聞いているんだから、研究するならする、しないならしないと言えばいいですよ。同じことを議事録に二回載せたつてもつたないないから。

最後になりましたが、もう一遍私は運輸大臣に聞きますが、今も聞いておるよう、この船員労務政策は運輸省が専管していますが、どうも運輸省の政策は、經營者側の事業採算だけに目が向けておる。労働政策は二の次、三の次の事情であります。ですから私は、事業の経営も非常に重要で

す。しかし、運輸省がやる以上、労働者側ばかりに犠牲を求めてはいけないと思うんです。もう労働政策というのは運輸省は専門でない、苦手ですから、私はこの際、労働の専門家たる労働省に集中させる、その方が非常にいいと思います。

正直に言って大臣、あなたの御感想はどうですか。運輸省では労働政策は私は無理ではないかと

思いますが、御感想を聞かせてください。それで終わります。

○國務大臣(石原慎太郎君) いや、決してそうは思いません。一生懸命努力いたします。

○小笠原貞子君 船員の労働時間を考えていく場合に、言えることは、海上の特殊性ということを余りにも強調され過ぎているのではないかだろうか。陸上では週休二日制、週四十時間の労働時間

を自指そうとしているとき、海上の特殊性ばかりを強調していくと、船員の労働条件は一層引き離されていくのではないかと心配をいたします。

いろいろ議事録を読んだり討論を聞いておりますが、陸上では週休二日制、週四十時間の労働時間は、特に大臣が本気になってやる気があるのかどうか、それを強調していくと、船員の労働条件は一層引き離されていくのではないかと心配をいたします。

それで大臣、やる気があるのかないのか、決意のほどはどの程度か、そこを初めにはつきり聞かせてください。

○國務大臣(石原慎太郎君) 決して海運特殊性をいたずらに強調するつもりはございませんけれども、外國の実態などと比べてみましても、日本の場合には、違わないといいますか、スリーカルーカーをフォーカルーにするというわけにいきませんし、それなりに皆さん苦労していらっしゃると思うんですが、ともかくその特殊性を踏まえながら、ということで今度補償休日制度も導入しましたわけですから、結果として、世界の動向に日本の海運の労働条件というものが沿つた形で成就するよう努力をするつもりでございます。

○小笠原貞子君 その努力のほどを聞いたの。努力をしますか。

○國務大臣(石原慎太郎君) 一生懸命努力いたしました。

○小笠原貞子君 言葉じゃなくて、本当に一生懸命やつていただきたいと思います。

以下、具体的に質問をいたしますけれども、さつきも言いましたように、衆議院からずっと来て、議事録も読ませていただいて、私が最後の質問になりますので、いろいろと説明や解釈はわかつておるから結構ですから、私的で質問いたしますから、聞いたことについて端的にお答えをいたして、時間の御協力をいただきたいと思います。

○政府委員(野尻豊君) 週四十時間労働に短縮する場合に、船内で休暇をとらせて短縮するといふ方法もありますけれども、それでは船員にとって休養にはならないという観点から、船内における労働として働いていただきまして、超過して働いた部分については別途陸上でまとめて休暇をとらせるという形によりまして船員の休養をとらせ、あるいは消費生活の拡大を図つていこうと、こういう趣旨でございます。

○小笠原貞子君 労働時間を短縮してゆつくり休ませたいという気持ちから導入された、大変結構だと思うんです。ところが、それに対して余りにも制限があり過ぎるということで、具体的に、六十二条四項で「命令でこれを定める」というのがありますね。これは具体的に何々を指していらっしゃいますか。

○政府委員(野尻豊君) 六十二条四項の御質問だと思いますが、この「命令」におきましては、付与されるべき補償休日について、先ほど申し上げましたように、休日のとり方は停泊中あるいは航海中、あるいは下船中といろいろなとり方があるわけござりますけれども、やはり先ほど申し上げたように、乗組員の休養をとらせるという意味で停泊中あるいは下船してからとらせる方が望ま

しいということから、そういうことを原則にします。あるいはまた補償休日を付与する際にどうい

う手続でやつたらいいかというようなことについて命令で定めたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 それから、「船長は、臨時の必要があるとき」というふうに書かれていますが、その「臨時の必要があるとき」とは一体何ですか。

そこで、補償休日制度というものが導入されました。これは何を目的として導入されたのですか。

○政府委員(野尻豊君) 「臨時の必要」というのは、従来の規定から何らの変更をもたらすものではありません。航海の開始に当たりまして予定しがたい作業量の増加が生じたというような場合にはございません。航海の開始に当たりまして予定によって時間外労働ということになるわけがあります。

そこで、どういうような例があるのかという御質問でございますが、例えば濃霧の発生によりまして航海当直に立つ船員の数を増加しなきゃいけないというような場合だとか、あるいは機器等が故障いたしまして緊急にその故障を直さなきゃいけないといったような場合などが考えられております。

○小笠原貞子君 先ほどの「命令で定めるやむを得ない事由」という中に、かわって乗船すべき船員が確保できないというのがありますね。つまり、かわりに乗つてくれる船員が足りないときに

は働かせることができるとありますね。つまり、かわって乗つてくれる船員が足りないときに

は働かせることができるとありますね。

それからもう一つ、そういう形によつて、いわば補償休日の買い上げによつて事実上補償休日が与えられない事態になりはしないかという趣旨の

故障いたしまして緊急にその故障を直さなきゃいけないといったような場合などが考えられており

ます。

○小笠原貞子君 先ほどの「命令で定めるやむを得ない事由」という中に、かわって乗船すべき船員が確保できないというのがありますね。つまり、かわりに乗つてくれる船員が足りないときに

は働かせることができるとありますね。

○小笠原貞子君 それから、今の、船長が必要とするというので、運航スケジュール変更というので往々出でてくるのは、荷主側の要請で

られる問題だと思うんですね。そうすると、命令

によって補償休日に強制的に働かせるというよう

なことのないようく制度上もしっかりと省令等で定めることにしておりますし、また、船員労務官等の指導によりまして周知徹底を図つていただきたいと

いうふうに考えております。

○小笠原貞子君 補償休日の日数を命令で定め、制限するというふうに言われておりますけれども、どの程度の中身ですか。

○政府委員(野尻豊君) まず、六十四条による

「臨時の必要」というのは、通常の場合は航行中生

ずるわけでございまして、下船中に緊急出動、そ

れは絶対ないというわけではありませんけれども、ほとんど考えられない異例の事態であろうと

考へております。

ただ、補償休日中に出勤させるという場合のそ

の割合につきましては、先ほど申し上げました労

働実態から勘案してその日数制限を考えたいとい

うことでございます。したがいまして、一般的に

言えば、補償休日として与えられた休日の中で、

とれなくなってしまうのではないかというのが心配ですね。

もうかる言われております、来年四月から八時間スタートしても、結局、休日がなくて今までどおりの五十六時間変わりないという状態になりますか。

○小笠原貞子君 それから、「船長は、臨時の必要があるとき」というふうに書かれていますが、それが「臨時の必要があるとき」とは一体何ですか。

○政府委員(野尻豊君) 「臨時の必要」というのは、恐らく補償休日の与え方にについて、運航スケジュール等によつて、補償休日が与えられる場合に休日の付与を延期することができるという規定がございます。そのことについての御質問かと思

います。場合によつてそういうこともあります。

○政府委員(野尻豊君) 今先生の御指摘の部分

は、恐らく補償休日の与え方にについて、運航スケ

ジュール等によつて、補償休日が与えられる場合

に休日の付与を延期することができるという規定

とで私ども十分指導してまいりたいと思っており

ます。

それからもう一つ、そういう形によつて、いわば補償休日の買い上げによつて事実上補償休日が

与えられない事態になりはしないかという趣旨の

御質問かと思ひますけれども、これにつきましては、やはり日数の制限等によりまして船主の恣意

によって補償休日に強制的に働かせるというよう

なことのないようく制度上もしっかりと省令等で定めることにしておりますし、また、船員労務官等の指導によりまして周知徹底を図つていただきたいと

いうふうに考えております。

○小笠原貞子君 補償休日の日数を命令で定め、制限するというふうに言われておりますけれども、どの程度の中身ですか。

○政府委員(野尻豊君) まず、六十四条による

「臨時の必要」というのは、通常の場合は航行中生

ずるわけでございまして、下船中に緊急出動、そ

れは絶対ないというわけではありませんけれども、ほとんど考えられない異例の事態であろうと

考へております。

ただ、補償休日中に出勤させるという場合のそ

の割合につきましては、先ほど申し上げました労

働実態から勘案してその日数制限を考えたいとい

うことでございます。したがいまして、一般的に

言えば、補償休日として与えられた休日の中で、

割程度というような決め方になろうかと思います。今、これから船員中央労働委員会にお詫びしながら具体的な割合については決めようと思つておりますけれども、例えば労働実態について御説明いたしますと、外航関係の労働協約では百十八日の休日のうちで三十八日、いわば三割程度が今申し上げました休日出勤という形での就労を認めているという実態がございます。そういう実態を勘案しながら、補償休日における時間外労働の日数制限について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 具体的に協約でやられていると

いうのは、百十八日のうち三十八日までは就労さ

れるのではないかということを心配するわけなん

です。その辺のところはどういうふうに考えられ

ますか。

○政府委員(野尻豊君) 勘案しながら、補償休日における時間外労働の日

数制限について今後検討してまいりたいとい

うふうに考えております。

○小笠原貞子君 具体的に協約でやられていると

いうのは、百十八日のうち三十八日までは就労さ

れることがあります。そのことについての御質問かと思

います。場合によつてそういうこともあります。

○政府委員(野尻豊君) 今先生の御指摘の部分

は、恐らく補償休日の与え方にについて、運航スケ

ジュール等によつて、補償休日が与えられる場合

に休日の付与を延期することができるという規定

とで私ども十分指導してまいりたいと思っており

ます。

それからもう一つ、そういう形によつて、いわば補償休日の買い上げによつて事実上補償休日が

与えられない事態になりはしないかという趣旨の

御質問かと思ひますけれども、これにつきましては、やはり日数の制限等によりまして船主の恣意

によって補償休日に強制的に働かせるというよう

なことのないようく制度上もしっかりと省令等で定めることにしておりますし、また、船員労務官等の指導によりまして周知徹底を図つていただきたいと

いうふうに考えております。

○小笠原貞子君 補償休日の日数を命令で定め、制限するというふうに言われておりますけれども、どの程度の中身ですか。

○政府委員(野尻豊君) まず、六十四条による

「臨時の必要」というのは、通常の場合は航行中生

ずるわけでございまして、下船中に緊急出動、そ

れは絶対ないというわけではありませんけれども、ほとんど考えられない異例の事態であろうと

考へております。

ただ、補償休日中に出勤させるという場合のそ

の割合につきましては、先ほど申し上げました労

働実態から勘案してその日数制限を考えたいとい

うことでございます。したがいまして、一般的に

言えば、補償休日として与えられた休日の中で、

書いてあるけれども、この運用解釈、どれくらいの幅を持たですかということで、先ほども出ていた

けれども、実際に補償休日というものがあっても

したがいまして、補償休日のうちで、例えば何

七

うように考えております。

○小笠原貞子君 せっかくの休日ということになりますから、航海中では船の中ね。これは拘束されるということになるわけで、基本としては

下船したときに与えるということが筋だと思うんですけれども、それはその筋でいいですね。

○政府委員(野尻豊君) そのとおり考えております。

○小笠原貞子君 次に、六十六条で、補償休日を買上げる、割増手当を出して買上げることができるようになつておりますよ。その買上げるという補償休日は、無制限にできるのかどうか、その辺はどう考えたらいいんですか。

○政府委員(野尻豊君) 六十六条は、先ほど申し上げました形で、補償休日等に時間外労働といふことで労働した場合に、割増手当という、普通の給料よりも割り増しの手当を与えるといふいわば手続的規定でございまして、六十六条を根拠にして補償休日に労働させることにはなりません。六十六条を根拠にして補償休日に労働させることではなくて、六十六条は、あくまでもそういう補償休日に労働させた場合にどの程度の手当を与えるべきかという規定であります。

したがいまして、その六十六条で規定されるのは、割増手当として、通常の賃金として支払われる賃金に、時間外労働としていわば休日に労働するわけですから余計支払うべきだと、その余計に支払われるべき割合はどのくらいにすべきかということを六十六条で定めるということです。

○小笠原貞子君 わかりました。

それで、補償休日で三十八日でしたか、さつき、三十八日労働ができると、そうなつていますよね。それで、いろいろな事情があつて補償休日にまた働かざるということになりますが、三十八日といふことは外航関係の船主団

体と全日本海員組合の労働協約の中でそう定めているということでありまして、私ども、そのように決めようと思っているわけではございません。

○政府委員(野尻豊君) そのとおり考えております。

そういう労働実態を勘案しながら、外航船の場合、あるいは旅客船の場合、それぞれの航海の実態に応じて補償休日の労働させるべき日数の上限を決めよう、こうしたことでございます。

したがいまして、補償休日における時間外労働として定められる上限の日数を超えて労働するといふことはあり得ないというふうに御承知願いたいと思います。

○小笠原貞子君 三十八日と決めると、決めるけれども、もつと働かなければならぬということはないんですか。三十八日と決めたらそれでもう働かせられないということなんですか。

○政府委員(野尻豊君) 先ほど申し上げましたように、「臨時の必要」、その他六十四条等で異例のケースとしてあり得る場合は別といたしまして、一般的に申し上げれば、今申し上げましたように、補償休日の中で休日出勤という形で時間外労働させる日数については、命令で上限を定めるといふことになつておりますから、その命令で定められた上限を超えて休日出勤させるということはないといふように御了解いただきたいと思いま

す。

○小笠原貞子君 あり得ない——絶対ないといふんじやなくて、あり得ることもあるわけだわね。

○小笠原貞子君 理論的に私は言つてゐるのよね。

○小笠原貞子君 そうすると、そういう事件が起つた、そういうことがありますね。そうすると、補償休日といふことになります。そうすると、補償休日といふことになります。

○小笠原貞子君 あるんだけれども、それは使われちやつた。そ

うことがありますね。そうすると、補償休日といふことになります。

○小笠原貞子君 あるんだよ。そうすると、補償休日といふことになります。

○政府委員(野尻豊君) この点につきましては、そういう形で繰り延べ繰り延べということになり

ますと、集中的に労働させられるという事態になります。したがいまして、やはり休日といふのは一定の期間の中とらせるのが筋であるというこ

とで、基準労働期間というものを定めることにし

ております。

基準労働期間というのは、先ほど申しましたように、外航船、内航船、旅客船等によって航海の実態が違いますから、一概に何年、あるいは何ヵ月と申し上げにくいわけですが、それについては別途労働委員会等にお諮りして期限を定めることにしておりますが、そうした形で定められることにしておりますが、そうした形で定められた期限内で補償休日を発生させるというように考

えておるわけであります。

それから、今先生、補償休日に労働させるといふことを船主の恣意に任せておくとますます労働日数があつてしまふではないかというお話を

が、先ほどからくどくど申し上げておりますよう

うことを船主の恣意に任せておくとますます労働

日数があつてしまふではないかというお話を

が、先ほどからくどくど申し上げておりますよう

うことを船主の恣意に任せおくとますます労働

日数があつてしまふではないかというお話を

が、先ほどからくどくど申し上げておりますよう

うことを船主の恣意に任せおくとますます労働

日数があつてしまふではないかというお話を

が、先ほどからくどくど申し上げておりますよう

うことを船主の恣意に任せおくとますます労働

日数があつてしまふではないかというお話を

が、先ほどからくどくど申し上げておりますよう

うことを船主の恣意に任せおくとますます労働

日数があつてしまふではないかというお話を

りに補償休日を与えないという場合について

は、罰則が加えられる場合もあり得るというよう

に考えております。

○小笠原貞子君 大臣ね、この辺のところ、き

つと日にちを決めておいても、突發的な事故があ

ります。したがいまして、やはり休日といふのは

一定の期間の中とらせるのが筋であるというこ

とで、基準労働期間というものを定めることにし

ております。

○國務大臣(石原慎太郎君) 補償休日の労働とい

うのはあくまで特定の場合の例外的な措置であ

りますと、それを関係者に周知徹底いたしまし

て、この制度が決して形骸化しないよう、ちゃんと確保されるように指導してまいります。

○小笠原貞子君 では次に七百トン以下の問題で伺つていただきたいと思います。

内航船員の労働条件が極めて労悪だということ

はもう言われております。ずっと私もいろいろ聞

いたり調べたりしていきましたから、一週間の労

働時間が八十ないし九十時間。年間三十八日の休

暇があつてもそういうふうになつていて。そうし

ますと、年間労働時間が、先ほども言われていた

けれども、三千九百時間といふのが出てきた。こ

れ三千時間なんていうのはさらだよと言われた

いふ。そういう実態を御承知でいらっしゃいます

か。

○政府委員(野尻豊君) 今先生が御指摘のよう

間と言つてはいる時代に、実態を調べてみたら余りにもひどいじやないか。海上だから特殊だといふことは言えないと思うんですね。

そうしますと、簡単に言えば、これをなくしていくためには一体どういうふうな手立てが具体的に必要なのかということですね。それは、法的規制措置が全くされていないからこういうことになっていくんだと思うんですね。その辺のところはどうお思いになりますか。法的規制や措置が全くされていないという点。だからこういう大変な三千時間、四千時間という労働時間になる。私はそう思う。これは正当化できない問題だと思うんですけれども、大臣いかがですか。

○政府委員(野尻豊君) 大臣の答弁の前にちょっと補足説明させていただきますが、七百トン未満

の船について全く法規制がないというわけではございませんで、七百トン以上の船については船員法という法律で定めておりますが、七百トン未満の船については省令で定めております。省令で定めている内容につきましては、法律の本則とは違つております。ただ、今回法律の改正によりまして補償休日制度という新しい概念が導入されますから、それに伴いまして今申し上げました省令も改正する必要があるかと思います。

それからもう一つ問題になつておりますのは、労働時間という労働条件の基本にかかる問題について省令で定めておくのは適当ではないんじやないか、これはやはり法律で定めるべきではないかという趣旨の御意見がございます。これは、この法律案について御審議いたしました船員中央労働委員会におきましてもその議論が提起されたわけであります。省令と法律との間でいろいろな食い違い等がござりますので、その点について

は三年間の期限内で十分検討した上で改めて改正案について考えようとなつてあるわけでありまして、私どもいたしましては、そういった労働委員会の御意見がござります。

それで、私は、最初に大臣にも質問したよ

うに、問題は、大臣が本当にやる気があつてやるのかどうか。そして運輸省がどういう構えでやるのかどうかといふ、その運輸省の考え方によつて問題が変わつてくると思うんですね。船主の委員会で検討しますといつても、その中に船主さん

がいるわけでしよう。船主さんにしてみれば、定員をふやされたらコストもかかるし嫌だよと反対

が出てくるわけですよね。そういう抵抗があるから今までずっと野放しみたいになつて現状になつたんだと思う。

そうすると、やっぱり運輸省としても、検討してもらつていますなんて無責任な預け方ではなくて、荷主側がいろいろと問題を持ち込んできたと

しても、運輸省としてこんな労働条件で、三千時間、四千時間ということはもうだめなんだ、そのためには、定員をふやす。そのためには省令なん

です。

○小笠原貞子君 いろいろ三年間検討すると言わ

れて、検討されるのは結構です。それはちょっとおいて、次に聞いていくんだけれども、これ、現状でいくと一日十二時間ないし十六時間の労働になつていますよね。機関部員が一人しかいないと

なつてしまつますよ。機関部員が二人しかいないと

なつたら結局一人で二十四時間ということになつた。三年間の検討とか省令の改正とかというふうにおつしゃるけれども、幾ら検討しても、定員がなければ検討したってだめなんですね。検討した

ら一人のところが仕事減るかといつたら減らないでしょ。そうすると、どうしても定員をふやす

なければ、一日八時間労働ということで運航できな

いというふうに言わざるを得ないです。しか

も、今のような実態が正当でないとおつしゃるな

ら、検討するというんじゃないなくて、やっぱり定員

をいかにふやすかという、その点を改善されなければならぬ。こういうことが今までなぜおいておかれたか。そういう定員の問題にしても、積極的な改善がなされないで放置されてきたと言わざるを得ないというわけですね。

これから三年間検討いたしますとか、それから船員中央労働委員会でも審議してもらうとおつしやるけれども、私は、最初に大臣にも質問したよ

うに、問題は、大臣が本当にやる気があつてやるのかどうか。そして運輸省がどういう構えでやるのかどうかといふ、その運輸省の考え方によつて問題が変わつてくると思うんですね。船主の委員会で検討しますといつても、その中に船主さん

がいるわけでしよう。船主さんにしてみれば、定員をふやされたらコストもかかるし嫌だよと反対

が出てくるわけですよね。そういう抵抗があるから今までずっと野放しみたいになつて現状になつたんだと思う。

そこで大臣、今度は答えていただきたいんだけど

りきちつとしたところでカバーしていかなきゃならないというところが私は問題のかぎだと思うんでけれども、大臣、どうですか。

○政府委員(野尻豊君) 確かに、労働時間を短縮すれば縮小された分だけ要員が必要になつてくれ、これは当然であろうと思います。あるいはま

た、今先生おつしゃるように、長時間労働で働く

いる業界につきまして、それを短縮していくと

いうことに伴いまして定員をふやすければいけないという事態にならうかと思います。ただ、定員の問題につきましては、その船の航海の実績等によりましてそれぞれ変わつてくるわけでありまして、画一的に何人ということはなかなか決めていいという問題がございます。

実は、船員中央労働委員会におきまして船員法改正問題について御審議していただいた過程におきまして、この定員問題についても指摘されました。しかし、今申し上げましたように、定員問題についていろいろな角度から検討しなければならないということから、この問題につきましては先ほど申し上げました適用範囲の拡大の問題とあわせて今後三年以内に検討して結論を得ようじゃないかというような御結論を得ているわけでありまして、私どもいたしましては、今後定員問題を含めまして検討してまいりたいというように考えております。

○小笠原貞子君 定員問題を含めて検討するのは当たり前なのよね。いろいろ難しい。省令で今まで決めていると。法律ではない、細かい部分も省令で決められるんだとかいろいろ言われたけれども、それは立法の技術的な問題なんですね。だからそこではさつき言つたように、海の場合はい

ろいろと特殊性がありましてといふことがそこにつながつていくわけですわね。だから、そういうことではなくて、本当に特殊性はあるけれども、それは立派の技術的な問題なんですね。

だから、こここのところで運輸省としても指導す

る、法的措置も含めてその対策をしっかりと立ててくださいと私は思うんですが、大臣、その点はいかがお考えですか。

○國務大臣(石原慎太郎君) 本質的には、内航小型船も、漁船も、それから外航船も、船で働く方

方の立場は本質的に同じだと思います。また、陸

で働く労働者も同じことだと思います。私の選挙区にはもう下請の零細企業はたくさんございまして、これがちょっと不況になつてくるともう買いたたかれて、最低労働賃金を割るような条件で下請をせざるを得ない。本質的にはこういったものを国がどこまで関与して調整していくかということは大問題だと思いますけれども、同じような問題がやっぱりこの内航の小型船舶、漁船にあると私は心得ております。

ですから、そういう観点に立つて、やはり結果としてはそこで働く方々の条件が合理的に近代的に整備されいくようにいろいろ多角的に努力をしたいと思っております。

○小笠原貞子君 今までの経過もあるし、歴史的なものもあるし、なかなか大変だと思うんだけれども、本当に今問題になつていてるそういう船員さんの労働時間を短縮するということを取り上げて今法案まで出されているんだから、今までと変わった姿勢でもつてしまつかりと努力をしていただかなければならないと要請するわけです。

今言いましたように、荷主によるダンピングの強制というのがやっぱり非常に大きな問題になつていますよね。そのダンピングについてずっと調べていつたら、神戸海運監理部というのが実施いたしました「港湾運送事業料金監査実施状況」というものがあるわけなんですね。この料金監査実施状況というもののの中身を調べてみましたら、料金監査の対象になつた事業者は二十七社なんですね。その結果、海賃料金といふのと作業料金などを含めて。その「海賃料金の不完全受取」つまりダンピングですね。海賃料金のダンピングというのが十一件、八社ありました。そして警告文書がそれに出されているんです。これがそなんですかね、神戸海運監理部長から記事項に基づき違反事項を直ちに是正するとともに、今後かかる事態の再発を防止するため、必要

な措置をとるよう警告する。まあダンピングと云ふのがわかつて警告されたというわけですよ。こういうのが出されています。これは「文書警告」ということであります、「口頭警告」、ここまで書かないけれども口で警告したというのも出てる。これは二十九件で十二社あつたというわけですね。これは違反している、気をつけなさいと、これを合計いたしますと、四十件で十四社。二十七社を対象にして四十件、十四社あるんです。二十七社を対象にして四十件、十四社あるんですね。半分以上と言えるわけですね。これが港湾運送事業法違反を犯している。荷主からダンピングを迫られているという実態がここでもはしまなくあらわれているわけですよ。

○政府委員(野尻豊君) 隻数にしますと先ほど申し上げた数字でありますけれども、船員数にしますとものと多いということになります。

そこで問題は、そういう七百トン未満の船舶について法律の適用を拡大すべきではないかという趣旨の御質問であろうかと思います。これにつきましては、法律に書かれてる労働時間に関する規定と省令に書かれている労働時間の規制とかなり違つていてる部分がござります。そういう違つた部分がある状態のまま適用範囲を拡大することは難しいということから、船員中央労働委員会では、三年かかって省令をどういうように整理し法律に格上げしたらいいかというようなことを含めて検討をすべきであるという趣旨の御答申をいたしているわけでありまして、私どもいたしましては、これから内航海運の実態を踏まえ、かつ省令をどういう形で直していくべきか、法制的な観点からの検討も含めて今後検討していくべきであるというように考えておるわけでございまます。

○小笠原貞子君 そういう労働時間の問題を検討する検討すると言う、三年間の中でね。考えていいことは法的にきちっと裏づけを持って守つて、こうということになれば、基本的な方向として、法律で規定するということについても異論は私は別に出ないと思うんだけれども、大体基本的にはそれも検討とせざるを得ないというふうに考えて

いるわけでございます。

○小笠原貞子君 今度いろいろ調べていて、おもしろいですね、九十九というのが好きなのね、船について。みんな九十九がついているんだね。何でそんなんに九十九が好きなのかといったら、七百以上になると法的規制を受ける、六百九十九がだったら規制を受けない、それでみんな九十九と。普通九の字は嫌いなのに、ここでは九の字が好きなんだわ、ずっと調べてみたらね。

そこで、もう一つの問題なんだけれども、今い。

いろいろな船が昔と違つて出てきていますよね。それで、七百総トンというけれども、船の構造が変わつたということです。今問題にしたいのは、二層船だとか三層船だとか四層船まであるんです。例えば二層船というふうな船ができる、二層甲板船というふうな船ができる、今までだと、實際七百総トンということになるんだけれども、二層船にして上部の二階の方は総トンに含めないという考え方になっていますね。だから、今までだつたら七百総トンだったのが上はもう計算に入れないんだというので、下だけではかられるということですね。そうすると、例えば実際に金体で千四百トン。だけれども二層船になつた。それで一階だけを計算するから、これで六百九十九トンだということで、これが法的に適用を受けないで済むと、こういうことになつてきていた

そういうことになると、私はこれ大変なことになると思うんですよ。大臣、どう思いますか。本当に七百トンなんだけれども二層船にして上は計算に入れないと、下だけだなんてね。だから

総トン数が半分になっちゃうから定員なんかの規制も受けないというふうなことになっちゃう。私はこういうことでやられるとなにかとなると

思いますね。だから、二層船だといつても七百総トン以上の扱いにして、定員、人員をきちっとす

けれども、いかがですか。

○政府委員(野尻豊君) 今先生の御質問の趣旨

は、現行船員法の七十条では、七百総トン以上の船舶については甲板部員は六人以上乗せなきゃならないという規定がござります。その規定を七百総トン未満の船舶にも適用すべきではないかといふ趣旨であらうかと思います。

この規定につきましては、実は当初は九名であったものが昭和三十七年には六名に減らされたといふことの経緒がござります。この規定のよしさについていろいろな観点からの議論がござります。一つは、船舶の技術革新がこういうふうに

進んでいる時代に、なお甲板部員六人が必要なのかどうかといふ観点から議論もあるわけでござります。

二層船だとか三層船だとか四層船まであるの

の、そうでなくて船舶のそれぞれの実態に合わせた規定の仕方がいいか、いろいろな規定の仕方があらうかと思います。

そういう観点から今後私ども検討してまいりたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 そこで最後の質問なんですけれども、今おっしゃった七十条をなくして新たにと

いうふうにも考えられるということを言わなければ

れども、これは私は労働時間短縮の動きに逆行するんじゃないか、そう思うんですよ。

といいますのは、七百トン以上の船の場合には船員法で甲板部員というのが六人規定されてしま

うけれども、この六人の中から無線が要るじゃないか、機関部が要るじゃないかといふことになる

わけですね。御飯を食べなきゃならないから飲事もしなきゃならない。いろいろ実情聞いてみた

らこれは大変な労働だ。だから六人が全部甲板で、ワッチャーというの、見張り。六人がみんな二人ずつで見張りしていれば、八時間ずつで交代

といふことができるけれども、いろんな、さつき言つた炊事とか無線とか機関とかに入れられちゃうと、初めて出でましたよね、二人で二十四時間甲板で見ていないきゃならない。こういうことにな

るから、だから大変な労働強化になるということでしょう、今の問題点といふのはね。だから、この十人の乗組員の、今の甲板六名といふ中で、

運輸省は許可するということになるんですか、十人で。――そういうこととしているんだわ、答えて

聞かなくともしていると。そうすると、ちつとも勞働時間改善ということにならないわけですよ

ね。

○委員長(中野鉄造君) 他に御発言もないようであります。

本法案は、補償休日の法定化、有給休暇取得条件の緩和など、現在船員の置かれた劣悪な労働条件の中で、一定改善された部分があることは指摘しておきます。しかし、本改正案は船員の労働時間の短縮、休日制度の導入を中心とするものでありながら、その対象となるべき船員の八割はこの法律の適用にならないのです。

○國務大臣(石原慎太郎君) 具体的な方策については部長の方からお答えいたしますけれども、先ほど申しましたように、陸海、境なく、大企業とそれの下請である中小零細企業との非常に不合理なかわりというのはここにあると思います。

これら船員の労働条件の向上を目指すならば、やっぱりそれを合理化しませんと日本の経済の健全な発展もありませんし、そういう曲がった原理

というものを踏まえてそれを是正するよう、労働条件の整備という形が成就されるよう努力しない。まさに骨抜きと指摘せざるを得ず、眞の労働保護法とは言えません。

同時に、これら内航船舶に就労する船員の労働環境が極めて劣悪な背景に、鉄鋼、石油、自動車など、荷主による支配問題があります。荷主による運賃、用船料の引き下げ要求は不當なダンピング競争を強要し、そのたびに定員削減、労働時間の急増を迫られています。これを解決する上で

も、法律で労働時間の短縮、休日の付与や定員などを明記すべきなのです。

また、労働条件の具体的部分の多くが運輸大臣

まして七十条をなくしちゃって、そして船に適合したといういろんな言い方はあるけれども、一

番初めに言つた原則から考えてもらいたい。一日十二時間、十六時間労働しています。三十八日休みをとつても三千時間、四千時間という労働になつていますよ。それとも定員が足りないと

いうことですよ。だから、この定員の問題をし

かり考へて裏づけをとらなければ解決にはなり

ませんよね。その定員をきちっと裏づける、そ

ためには荷主側のダンピングというような強要が

あつたら経営的にやれないというところが出てく

るから、そこにも目を向けてくださいよ。こうい

うふうに言つたわけです。

だから、もう最後なのでこれでやめますけれども、大臣も、三年間検討してもらっている、一生懸命やるつもりだとおっしゃつても、具体的な手

を打つていただかなないと、今までずっと放擧され

てきたその延長になると思いませんので、どうかそ

の辺のところをしっかり考えて、私のきょう指摘

いたしました問題について腹に据えて取り組んで

いただきたいと思いますので、その御決意のほど

を、初めて伺つたけれども具体的な問題を出した

から、最後に具体的な決意もちょっと入れていた

だきたいと思います。

○國務大臣(石原慎太郎君) 具体的な方策につい

ては部長の方からお答えいたしますけれども、先ほど申しましたように、陸海、境なく、大企業と

それの下請である中小零細企業との非常に不合理

なかわりというのはここにあると思います。

これら船員の労働条件の向上を目指すならば、

まず労働時間の短縮、休日の保障そのため定員

の定めなど、法的規制措置をしない限り基本的解

決にはならないのであります。しかも、船員の八

時間労働時間三千ないし四千時間という驚くべき前

近代的労働条件を強いられているのです。

これら船員の労働条件の向上を目指すならば、

まず労働時間の短縮、休日の保障そのため定員

の定めなど、法的規制措置をしない限り基本的解

決にはならないのであります。しかも、船員の八

時間労働時間三千ないし四千時間という驚くべき前

近代的労働条件を強いられているのです。

これら船員の労働条件の向上を目指すならば、

まず労働時間の短縮、休日の付与や定員を

明記すべきなのです。

また、労働条件の具体的部分の多くが運輸大臣

から、両案に対する質疑は終局したものと認め

ます。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は焚香を明らかにしてお述べ願

います。

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、

船員法の一部改正案に対し、反対の討論を行いま

います。

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、

船員法の一部改正案に対し、反対の討論を行いま

います。

○委員長(中野鉄造君) 他に御発言もないようであります。

これで終わります。

の命令に落とされていることや、特定船舶に対する変形労働時間制を残したものとなつてゐることであります。

以上、簡潔に反対の理由を述べ、反対討論を終ります。

○委員長(中野鉄造君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。それでは、これより順次両案の採決に入ります。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野鉄造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

安恒君から発言を求められておりますので、これを許します。安恒君。

○安恒良一君 私は、ただいま可決されました船員の雇用促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、現下の厳しい船員雇用情勢に対処するため、便宜置籍船への日本人船員の配乗を促進する等の必要な施策を講ずること。

二、我が国商船隊の中心として、近代化船の建造を促進するための有効な施策を講ずることにも、我が国貿易物資の安定輸送の確保を図るため、国際競争力のある我が国商船隊の整備に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(中野鉄造君) ただいま安恒君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野鉄造君) 多数と認めます。よって、安恒君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、船員法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野鉄造君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

中野君から発言を求められておりますので、これを許します。中野君。

○中野明君 私は、ただいま可決されました船員法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、遇平均四十時間労働制に及的速やかに移行するため、労働基準法に基づく労働時間の段階的短縮の実情に配慮しつつ、その着実な達成に努めること。

八、船員法の履行確保、労働時間短縮の一層の促進を図るため、船員労務監査業務の徹底、労働行政体制の一層の充実強化を図ること。

九、船員法の履行確保、労働時間短縮の一層の促進を図るために、船員労務官等の増員など船員労働行政体制の一層の充実強化を図ること。

以上でございます。

○委員長(中野鉄造君) ただいま中野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野鉄造君) 全会一致と認めます。よつて、中野君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

三、有給休暇について、内航乗組員の付与日数の一層の増加を図るとともに、漁船分野の実態を正確に把握し、漁船船員への有給休暇制度適用に努めること。

また、補償休日の労働に関しては、可能な限り休日を確保するよう努め、その運用に当たって十分な指導監督を行うこと。

五、十人未満の船員を使用する船舶所有者についても、就業規則の整備が行われるよう指導すること。

六、各種労使協定の締結当事者である労働者代表の選出については、労働者の意思を適正に反映した選出が行われるよう指導すること。

また、特に、内航海運分野における不当労働行為の未然防止について十分な監督を行うこと。

七、中小船主が主体の内航海運における船員の労働時間短縮を促進し、併せて労働条件の改善・向上を図るため、運賃・用船料を始めとする荷主との運送取引条件の適正化に努め、内航海運業の一層の健全化を図ること。

八、船員法の履行確保、労働時間短縮の一層の促進を図るために、船員労務監査業務の徹底、労働行政体制の一層の充実強化を図ること。

以上でございます。

○委員長(中野鉄造君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野鉄造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(中野鉄造君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ただいまの両決議に対し、石原運輸大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。石原運輸大臣。

○國務大臣(石原慎太郎君) ただいまは、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案につきまして慎重審議の結果、御可決いただき、まことにありがとうございました。

また、それの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、政府として、十分の努力をしてまいり所存であります。

どうもありがとうございました。

ただいまの両決議に対し、石原運輸大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。石原運輸大臣。

○國務大臣(石原慎太郎君) ただいまは、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案につきまして慎重審議の結果、御可決いただき、まことにありがとうございました。

また、それの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、政府として、十分の努力をしてまいり所存であります。

どうもありがとうございました。

必
要
が
有
り
ま
す。

以上の理由によりまして、地方自治法第百五十六第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し国会の御承認を求める次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(中野鉄造君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求める件について採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(中野鉄造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中野鉄造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

昭和六十三年五月十七日印刷

昭和六十三年五月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C